

保護者 様

京丹後市教育委員会

就学援助費について

京丹後市では、経済的な理由により就学困難であると認められた児童・生徒の保護者に対して、国の基準にしたがい、学用品費・通学用品費・修学旅行費・給食費等の援助を行っています。

今年度に引き続いて来年度についても認定を希望される場合は、それぞれの学校と相談し「記入例」を参考に「平成21年度要保護及準要保護児童生徒認定及び就学援助費受給申請書」に必要事項を記入の上申請してください。

また、来年度については認定を希望されない方は、申請用紙に辞退される旨を記入し提出してください。（記入の際は「記入例」を参考にしてください。）

認定は学校長、民生児童委員の意見を聞き、さらに教育委員会で所得、課税状況等の調査を行い判定します。

なお、申請される際には下記の認定基準を参考にしてください。

[要保護者]

- ①生活保護法に基づく教育扶助をうけている方
- ②同教育扶助を除くその他の扶助をうけている方

[準要保護者]

- ・前年度又は当年度において次のいずれかに該当する方
 - ①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - ②国民年金掛け金の減免
 - ③市町村民税の非課税
 - ⑦国民健康保険税の減免又は徴収猶予
 - ④市町村民税の減免
 - ⑧児童扶養手当の受給（全額）
 - ⑤事業税の減免
 - ⑨世帯更生貸付資金による貸付
 - ⑥固定資産税の減免
- ・上記以外の方で次のいずれかに該当する方
 - ⑩失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は、職業安定所登録日雇い労働者（証明となるものの写しが必要）
 - ⑪保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる
 - ⑫学校納付金の納付、被服、又は学用品・通学用品等に不自由している方等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる
 - ⑬経済的理由による欠席日数が多い
 - ⑭その他

※ 上記各号の基準は目安であり、該当すれば必ず認定になるものではありません。

※ 申請書はありのままを詳しく記入してください。虚偽の申請書、不明確な申請書は受理出来ないことがあります。

※ 申請時に民生児童委員の所見が必要ですので、必ず申請理由等状況を詳しく説明し、所見を記入してもらってください。民生児童委員には守秘義務がありますので、情報が漏れることはありません。